

令和 4 年度 事業 報告

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

当センターは、昭和 54 年 12 月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始しました。

昭和 61 年 3 月には、浄化槽法の施行に伴い、改めて千葉県知事の指定を受け、さらには公益法人制度改革の中で、平成 25 年 3 月に公益社団法人としての認定を受け、引き続き、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として、その役割を担ってきました。

その後、千葉県は法定検査の未受検者対策として、平成 29 年度に一般財団法人千葉県環境財団を新たな検査機関に指定し、平成 30 年度からは 2 つの法定検査機関が県内を区域割りして検査業務を行うこととされました。

令和 4 年度は、令和 2 年から続く新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、感染防止対策を講じながら検査を実施してまいりましたが、感染拡大の懸念はあるものの重症度が低下していることなどから、3 月 13 日以降はマスクの着用は個人の判断とされ、また、5 月 8 日からは 5 類感染症への移行が決定されるなど、新型コロナウイルスを取り巻く環境に大きな変化が生じてきたところです。

このような状況の中で、低迷する千葉県の法定検査の受検率を向上させ、公共用水域等の水質の保全を図るため、検査業務の推進に取り組んでまいりました。

平成 30 年度から実施している 11 条検査の未受検浄化槽への受検指導の取組として、令和 4 年度は 21 人槽以上の浄化槽を対象に県の指導文書を発送し 791 基（依頼率 17.3%）の受検促進ができました。

また、当センターの事業運営に関しては、法定検査に関する信頼性の確保を図ることを目的に制定した内部監査規程に基づき内部監査を実施し、指摘事項への対応として法定検査結果書作成の手順等について見直しを行いました。

今後とも、関係機関等と連携して法定検査の受検率のより一層の向上を図るとともに、検査業務の適正かつ着実な遂行について、引き続き努めてまいります。併せて当センターの経営基盤の強化についても、取り組んでまいります。

1 会員の異動状況

令和4年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ3社が退会して、173社となりました。（正会員：3社減）

[会員の入退会の状況]

(単位：社)

区 分	令和3年度 会員数	令和4年度		
		入会	退会等	会員数
正会員	173	0	3	170
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	176	0	3	173

(令和4年度末現在)

2 総会・理事会等会議の開催

令和4年6月2日に公益社団法人移行後の第10回定時総会を開催し、令和3年度事業報告・決算報告及び役員を選任について審議・議決するとともに、令和4年度事業計画・予算の報告を行いました。

また、4月、7月、9月、12月及び3月に、それぞれ理事会を開催しました。

併せて、業務執行役員による執行委員会を5回開催し、センター業務の適正な運営を図りました。

3 法定検査事業

令和4年度の法定検査実施基数は、次表のとおり52,165基（7条検査3,849基、11条検査48,316基（うち11条BOD検査17,757基））で、令和3年度実績（49,584基）に対し2,581基、5.2%増となりました。

令和4年度の事業計画での目標基数（59,300基）に対しては、7条検査では目標（3,650基）を199基上回りましたが、11条検査については目標（55,650基）を7,334基下回り、全体では7,135基下回りました。

11条検査の実施基数が目標を下回った理由は、検査依頼が目標を下回ったことによるものです。今後、目標達成に向けて、受検促進の取組の強化を図るとともに、検査員体制も十分ではないことから検査員の増員にも取り組んでまいります。

なお、令和3年度の検査実施基数との比較では、後述するようにこれまで県等と連携協力して実施してきた法定検査受検促進の取組や、登記情報提供サービスの活用の効果により、全体では2,581基上回ることとなりました。

また、法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県及び保健所設置市（船橋市、柏市）に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

[令和4年度法定検査実施基数（過去5か年度の推移）]

年度 検査区分		R04	R03	R02	R01	H30
7条検査		3,849	3,152	3,169	3,033	1,282
11条検査	全項目	30,559	29,338	28,050	29,012	29,277
	BOD	17,757	17,094	17,124	15,519	17,693
	小計	48,316	46,432	45,174	44,531	46,970
合計		52,165	49,584	48,343	47,564	48,252

[令和4年度検査区分別判定結果]

検査区分	検査基数	判定結果			
		適正	おおむね適正	不適正	
7条検査	3,849	2,164	1,082	603	
11条検査	全項目	30,559	15,864	13,527	1,168
	BOD	17,757	15,384	2,370	3
	小計	48,316	31,248	15,897	1,171
合計	52,165	33,412	16,979	1,774	

法定検査の効率化を目的に平成18年度から導入した11条BOD検査については、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員の技術水準の維持・向上を図るため、令和4年5月25日（水）、10月26日（水）、10月27日（木）及び令和5年2月15日（水）の計4日間、講習会を開催しました。

4 検査遅延解消に向けた取組

当初確認された検査遅延浄化槽1,752基のうち、令和4年度は3基の検査を実施しました。これにより、令和5年3月31日までに1,585基の検査を実施し、48基の返金をしたこととなりました。

残りの検査遅延浄化槽 119 基については、引き続き現地訪問等による受検案内をするとともに、浄化槽の未設置・未使用、下水道接続等による廃止、浄化槽管理者の変更等が確認されたものは、それぞれの実情に応じて検査手数料の返金等の手続きを進めます。

5 関係機関との連携協力による受検促進の取組

7 条検査については、浄化槽管理者及び不動産業者に対する法定検査受検の徹底・促進を図るため、県、船橋市、柏市の受検指導文書及びセンターの受検案内を送付しました。

また、法務省の外郭団体が運営する「登記情報提供サービス」を利用して、今まで情報入手が難しかった建売住宅等における売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示の確認できない物件について、新設浄化槽の所有者及び住所等の確認を行い、当該サービスを利用して得た情報を基に受検案内を送付することとして、令和 4 年 1 月より検索作業を開始し、この取組により 7 条検査の受検申込みの増加を図りました。

11 条検査については、受検歴の有無に関わらず 21 人槽以上の未受検浄化槽の管理者に対し、県の受検指導文書をセンターの受検案内とともに送付し、連携協力した取組を行いました。

また、市町村における浄化槽の設置補助制度や維持管理補助制度の的確な運用を図るため、対象浄化槽に関する受検情報の市町村への提供などを行いました。

さらに、浄化槽一括契約制度の普及について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携など、関係団体との協力により受検促進を図りました。

6 浄化槽基本情報の整備

千葉県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の対象浄化槽、法定検査受検状況等の情報についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

これらのデータベースにより、県水質保全課・各地域振興事務所と当センター及び千葉県環境財団がネットワークで結ばれ、情報の共有・活用が図られました。

また、改正された浄化槽法では県及び保健所設置市が浄化槽台帳を作成することが明記されたことについても、浄化槽総合管理システムの電子台帳へ取り込みを行い、データの整理等を行いました。

併せて、船橋市及び柏市が整備する浄化槽台帳に対しても、作成に協力をしました。

7 普及啓発等の活動

当センターのホームページを更新して、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための取組みを推進しています。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて啓発するためのパンフレットを活用し、関係団体と連携して広報に取り組みました。

なお、従来から参加してきた「エコメッセ 2022 in ちば」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン出展中心の開催となったため、参加については見合わせることにしました。令和4年度の「印旛沼流域環境・体験フェア」についても中止となりました。

令和4年度に県と実施した21人槽以上の未受検浄化槽管理者への受検指導文書と受検案内の送付と併せ、浄化槽廃止届、管理者変更報告書等の必要手続きの案内を送付し、管理者への意識啓発の取組を実施しました。

8 事務局組織体制の充実等

職員研修規程に基づき、令和5年1月5日に全職員を対象として、職員のコンプライアンス意識向上を図るための研修会を開催しました。

また、新規に役職者となった職員（昇進を含む）及び令和4年度に新規に採用された職員を対象として、一般社団法人千葉県経営者協会等の外部機関による研修の機会を活用し、職員の資質の向上を図りました。

平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。